

危機管理

1. 安心安全	117
2. 防災・危機管理	122
3. 桜島火山対策	124

▶ インドネシア大規模噴火対策現地調査



危機管理

危機管理関係では、安心安全なまちづくり、防災・危機管理に関する各種業務を推進しており、特に、総合的な危機管理や防災力の充実を図るため、原子力対策や避難対策を実施している。

1 安心安全

(1) 「鹿児島市安心安全まちづくり条例」

（施行期日）

平成17年10月4日

（目的）

犯罪、事故及び自然災害を未然に防止し、市民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりについて、基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務を定め、それぞれが連携し、及び協力することにより、安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

（概要）

安心安全なまちづくりのため、自らの安全は自ら守るとともに地域の安全は地域で守るという基本理念のもと、市は、市民や事業者等の意見を積極的に反映させ、安心安全なまちづくりを推進するために必要な施策等を実施すること、市民等は、所有する土地等の適正な管理や市の施策への協力、犯罪等の発生時の通報等を行うよう努めることなどが盛り込まれている。

(2) 「鹿児島市暴力団排除条例」

（施行期日）

平成26年4月1日

（目的）

市及び市民等が、地域の安全は地域で守るという基本認識のもと、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、市民の安全で平穏な生活の確保を図ることを目的とする。

（概要）

暴力団追放「三ない運動+1」（恐れない、利用しない、金を出さない、交際しない）を基本に、市は、暴力団の排除に関する施策の推進や安全確保のための警察への保護要請などを、市民等は、市が行う取組みへの協力や市や警察等へ情報提供などを行うよう努めることを定めたほか、少年保護のための通報措置や特別強化地域の指定等が盛り込まれている。

また、条例の制定に際し、市と市教育委員会と市内三警察署とで協定を結び、連携の強化を図った。

(3) 安心安全まちづくり事業

安心安全まちづくりについての広報啓発や、安心安全まちづくりを総合的に推進するための「鹿児島市安心安全まちづくり推進会議」の運営などを行う。

(4) 安心安全まちづくりアドバイザーの配置

セーフコミュニティの推進などの取組や市民への啓発活動等、安心安全なまちづくりを効果的に推進するため、専門的な指導や助言等を行う「安心安全まちづくりアドバイザー」1人を配置している。

(5) 安心安全パートナーシップ事業

犯罪等の未然防止に関する市民意識の向上を図るとともに、市民自らが行う地域の安全の確保に関する自主的な活動の促進等を図る。

- 安心安全まちづくり市民大会の開催
- 安心安全研修会の開催
- 安心安全協力事業所の登録 など

(6) 安心安全地域リーダー育成事業

地域の防犯、防災活動等のリーダーを育成するため、「鹿児島市安心安全アカデミー」を開催する。

① コース・受講人員

	コース	受講人員		コース	受講対象・人員
1	防犯・事故防止基礎コース	50人	3	防犯・事故防止マスターコース	防犯・事故防止基礎コース修了者 20人
2	防災基礎コース	60人	4	防災マスターコース	防災基礎コース修了者 20人

※ 防災基礎コースの修了者には、日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験資格が与えられる。

- ② 講座回数 各コース8回・1回当たり2時間
- ③ 受講料 無料
- ④ 各マスターコース修了者を「安心安全推進員」に委嘱し、市と協働で安心安全なまちづくりを推進する。

(7) 安心安全推進員連絡協議会

安心安全アカデミーマスターコース修了者に委嘱している「安心安全推進員」の自主的な調査研究活動の促進や相互連携等を図るため、協議会の運営や研修会の開催等の活動を支援する。

(8) 安心安全教育指導員

防犯及び交通安全に関する知識を有する者4人を配置し、小学校、幼稚園、保育園、町内会などの要請により、防犯教室及び交通安全教室を開催して、防犯及び交通安全に関する知識の普及を図る。

(9) 地域安心安全推進指導員

地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織や、地域の安全確保に関する自主的な活動を行う団体等で構成する地域安心安全ネットワーク会議の結成促進と活動に関する相談・助言等を行うことにより市民との協働による安心安全なまちづくりを推進する。

(10) 交通事故・暴力団排除相談員

交通事故相談及び暴力団排除相談に関する知識を有する専門の相談員1人を配置し、賠償問題や暴力団の排除に関する相談その他の諸問題について指導助言を行う。

(11) 地下壕安全対策事業

地下壕の安全対策を図るため、地権者等の同意を得て倉庫等の利用を除く立入り可能な地下壕の壕口の封鎖工事などを行う。

(12) セーフコミュニティ推進事業

安心安全まちづくり条例に基づく、犯罪、事故、自然災害の未然防止の取組に加え、「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」との考えのもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して事故やけがを予防する「セーフコミュニティ」の取り組みを推進する。

（経過等）

24年度 認証取得の取組宣言

27年度 現地審査

国際認証取得（28年1月29日）

28年度～ 取組の全市的な展開

（推進体制）

鹿児島市セーフコミュニティ推進協議会

鹿児島市外傷サーベイランス委員会

分野別対策委員会

（7つの重点取組分野）

取組分野	目 的
交 通 安 全	交通事故の減少
学 校 の 安 全	児童生徒の事故の減少
子 ど も の 安 全	子どもの身体と心の安心・安全を守る
高 齢 者 の 安 全	高齢者の外傷の減少
	高齢者虐待の減少
D V 防 止	DVの防止
自 殺 予 防	自殺者数の減少
防災・災害対策	地域防災力の向上

(13) 防犯団体連合会等への補助

犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを推進している防犯団体を援助、育成強化するため補助金を交付する。

(14) 防犯灯に対する補助

防犯灯を設置し、維持管理する町内会等に対し、設置費及び電気料を補助する。

○防犯灯設置費補助金

小柱式 24,000円 小柱のみの取替 14,000円

共架式 10,000円

LED防犯灯等を設置した場合、下記の「明るい照明補助加算」の表の区分に従って適用される額を上記の金額に加算する。（小柱のみの取替の場合を除く。）

（明るい照明補助加算）

区分	年度	30年度	31年度以降
①水銀灯等⇒LED（40W）		20,000円	3,000円
②通常（①以外）		4,500円	3,000円

○防犯灯電気料補助金

基準の範囲内で100%補助

(15) 特設防犯灯の設置

町内会等のはざまの必要な箇所に特設防犯灯を市で設置し、夜間における犯罪の防止と市民の通行の安全を図る。

(16) 街頭防犯カメラ設置費の補助

犯罪のない安心安全なまちづくりを推進するため、町内会等が行う街頭防犯カメラの設置に対し、設置費の一部を補助する。

（交付対象経費の2分の1に相当する額（限度額：1台につき20万円まで））

(17) 地区別防犯連絡会の開催

防犯活動を行う団体等の相互連携の強化や地域における自主的な防犯活動を促進するため、地域ごとに防犯連絡会を開催する。

(18) 防犯パトロール隊への支援

地域で自主的に活動する防犯パトロール隊の結成促進及び活動支援を図り、市民の方々が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、パトロール活動に必要な用品を支給する。

（1団体当たり50,000円以内、5年経過ごとに再支給可）

(19) 青色回転灯装備パトロール車導入の支援

青色回転灯を装備した車両（青パト）の導入促進及び活動支援を図るため、青色回転灯や車両用拡声器などの青パト用品を支給する。

（1台当たり50,000円以内、5年経過ごとに再支給可）

(20) 青パト活動費の補助

青パトによる防犯活動の積極的な展開と青パト隊の結成促進を図るため、青パト隊に対し燃料費などの活動費補助を行う。

（青パト1台当たり年額18,000円）

(21) 犯罪被害者支援センターの活動支援

犯罪被害者やその遺族等の被害の回復や軽減を図るために、「公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター」に負担金を支出する。

(22) 地域安心安全ネットワーク会議活動支援事業

小学校区ごとに、防犯パトロール隊、スクールガードなどの相互連携や情報の共有化を図る「地域安心安全ネットワーク会議」の設立・運営を支援するため、会議を実施する団体等に補助を行う。（3年を限度に年額50,000円以内、その後は3年を限度に年額30,000円以内）また、セーフコミュニティの評価指標に応じた取組や夜間における暗がりのチェック、交通危険箇所等の環境診断などを行う当該団体に年額20,000円以内を補助する。

(23) 交通安全対策会議

○根 拠 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、昭和45年12月24日鹿児島市交通安全対策会議条例により設置している。

○目 的 市交通安全計画の作成及び実施の推進、その他市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画を審議し、その実施を推進する。

(24) 交通安全市民運動推進協議会

○目 的 交通事故を防止するため、市民総ぐるみの交通安全運動を積極的に推進する。

○主な事業

- ・春と秋の全国交通安全運動及び夏、年末年始の交通事故防止運動
- ・スクールゾーン委員会への助成及び交通安全母の会活動
- ・交通遺児等への見舞品贈呈
- ・自転車安全運転・盗難防止キャンペーン

(25) 児童通学保護員

○目 的 通学児童及び通園園児の登校・登園時における道路交通の安全確保を図る。

○身 分 小学校長、幼稚園長及びPTA会長が推せんする者の中から市長が委嘱する非常勤嘱託である。

○人 員 210人（平成30年度予算人員）

○そ の 他 保護員の職務従事中の災害については、公務災害補償条例により補償する。

(26) 違法駐車対策

円滑な道路交通の確保と市民の安全で快適な生活環境を保持するため、広報・啓発活動を行い、駐車マナーの向上を図り、違法駐車を防止する。

(27) チャイルドシート使用促進

チャイルドシート使用の効果や正しい使用方法についての講習会を開催し、チャイルドシート未使用や不適正着用による事故防止を図る。

2 防災・危機管理

(1) 防災会議

- 根 拠 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき、設置している。
- 目 的 市地域防災計画の作成及び実施の推進や、市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項の審議等を行う。

(2) 災害対策本部

- 設 置 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長は災害対策本部を設置する。現地にて、特別な対策を必要とするときは、現地災害対策本部を設置する。
本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部長で構成する。
また、本部に対策部を置き、それぞれ対策部長を置く。
- 配 備 災害の規模等に応じて、次の配備（職員の招集）を行う。
 - 第1 配備 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのあるときに災害対策本部が設置されたとき。
 - 第2 配備 大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。（広範囲にわたり、避難所を運営している場合など）
 - 第3 配備 大きな災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は甚大な災害が発生したとき。（災害救助法が適用された場合など）

(3) 国民保護法制関連事業

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づき作成した「鹿児島市国民保護計画」に基づき、国民保護に関する普及啓発を行い、市民への周知を図るとともに訓練など平素からの備えや予防に努めるなど、国民保護措置を総合的に推進する。

(4) 水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定及び市地域防災計画に基づき、鹿児島市域における水防事務の調整及び円滑な実施を図るため必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮等による水災の警戒・防御及び被害軽減を行い、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(5) 防災条例

市と市民とが一体となって総合的な防災対策を進め、災害に強い安全なまちづくりをめざして防災条例を制定

名 称	鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例
施行年月日	昭和52年4月1日
概 要	この条例は第1章～第6章で構成され、市の責務、市民の責務、開発行為・建築等における防災、避難及び通報等を盛り込んである。

(6) 防災行政無線

災害時における迅速・確実な情報伝達体制の確立のため、同報系防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信機で住民等に情報伝達する無線設備）を平成24年度から26年度にかけて、全市一体的に整備し、27年度から全面運用を行っている。

設備の概要

親 局	本庁 1
中 継 局	吉野中継局、吉田中継局、喜入中継局、松元中継局、郡山中継局
遠隔制御装置	東桜島支所 1、吉田支所 1、桜島支所 1、喜入支所 1、松元支所 1、郡山支所 1、消防局 1
屋外拡声子局	市内252局（うち、2局は再送信局のみ） 中央地域30局、谷山地域44局、伊敷地域24局、吉野地域18局、 吉田地域29局、桜島地域35局、喜入地域31局、松元地域22局、 郡山地域19局

(7) 国土強靱化地域計画

国土強靱化基本法に基づき、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築を推進するため、平成30年度は、国土強靱化地域計画を策定する。

(8) 自主防災組織育成促進事業

自主防災組織の結成に伴い、必要な資機材を整備する組織について、1組織当たり1回限り10万円を限度として補助を行う。

上記の資機材整備補助を受けてから、5年以上経過した組織について、1組織当たり1回限り7万円を限度として補助を行う。

また、防災意識の高揚を図るため、以下の防災訓練等を実施した組織に対し、1組織当たり、年2回限り、それぞれ2万円を限度に助成を行う。

- ① 組織が単独で実施する訓練
- ② 複数の組織又は小中学校などと連携して実施する訓練
- ③ 地域の防災マップの作成
- ④ 避難行動要支援者への支援活動
- ⑤ 地域の危険箇所の防災点検

⑥ その他市長が認めるもの

※注）2回目の助成は、1回目の活動と異なる場合に限る

(9) 避難行動要支援者避難支援等事業

災害発生時等に自ら避難することが困難な要介護者や重度の障害者など（避難行動要支援者）が、地域の中で避難の支援が受けられるようにするため、避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の作成、避難支援者の確保等を行う。

(10) 原子力災害対策事業

市地域防災計画（原子力災害対策編）や市原子力災害対策避難計画に基づき、防災訓練や市民への広報等を行う。

(11) 防災資機材等備蓄事業

大規模災害の発生に備え、発災直後の避難生活に必要な資機材等を、小学校を中心とした防災拠点となる78カ所の避難所等や本庁・各支所に分散して、平成26年度から29年度までの4年間で計画的な備蓄を行い、防災対策の強化を図った。

(12) 避難施設案内標識等リファイン事業

住民や観光客へ指定緊急避難場所に関する情報を広くかつ視覚的に周知するため、4か国語標記やピクトグラムを活用した標識看板を指定緊急避難場所を兼ねた指定避難所に設置（平成30年度）するほか、地震時の指定緊急避難場所として指定している公園に設置（平成28～30年度）する。

3 桜島火山対策

(1) 桜島火山爆発対策

桜島火山の大規模噴火又はそのおそれがあり、大きな災害が発生すると認められるとき、異常現象の広報、避難、緊急輸送等の応急対策を実施し、住民の安全を図る。

火山爆発災害の特殊性、桜島の地形的態様からくる応急対策の困難性等を考慮するとともに、平成27年8月の噴火警戒レベル4への引上げ対応を踏まえ、平成28年度に、市地域防災計画に「火山災害対策編」を新設したほか、「桜島火山災害対策避難計画」を策定した。さらに平成29年度には、市街地側の大量降灰対策を盛り込むとともに、「桜島火山災害対策長期避難計画」を策定した。

また、平成30年度は、大量の軽石や火山灰を想定した車両走行・道路啓開作業検証実験を実施の上、大量軽石火山灰対策マニュアルを策定するほか、市民の火山防災意識の啓発を図るための映像を制作するなど、火山災害対策を強化する。

(2) 桜島火山対策の経緯

昭和38年度 市地域防災計画において、桜島爆発対策計画を策定

昭和46年度～ 桜島火山爆発総合防災訓練を実施（以降毎年1月12日を目安に実施）

昭和47年度～ 桜島降灰検診事業の実施（～平成20年度）

昭和48年度～ 「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」制定

	避難施設緊急整備地域の指定（桜島島内（鹿児島市及び桜島町））
	避難施設緊急整備事業，防災営農対策事業の実施
	国による治山事業の実施
昭和50年度～	防災林業対策事業の実施
昭和51年度～	国による砂防事業の実施
昭和52年度～	鹿児島市降灰対策委員会設置，桜島火山活動対策協議会設置
昭和53年度～	「活動火山対策特別措置法」の制定，降灰防除地域の指定
	降灰除去事業，降灰防除事業の実施
昭和59年度～	海面環境保全事業の実施
昭和60～63年度	桜島有村地区の集団移転事業の実施
昭和63年度	「鹿児島国際火山会議」開催
平成6年度	桜島火山防災マップ及びポケットブック作成・配布
平成10年度	「アジア活火山サミット」開催
平成22年度	桜島火山ハザードマップ作成・配布
平成24～25年度	桜島大正噴火100周年事業の実施
平成25年度	「国際火山学地球内部化学協会（IAVCEI）2013年学術総会」開催
平成27年度	噴火警戒レベル4への引上げ対応（島内避難）
平成28年度	地域防災計画「火山災害対策編」を新設（風水害・火山災害対策編から分離）
	桜島火山災害対策避難計画を策定
平成29年度	地域防災計画「火山災害対策編」に大量降灰対策を追加
	桜島火山災害対策長期避難計画を策定
	市長によるインドネシア大規模噴火対策現地調査（メラピ山，ケルート山）
	インドネシア共和国ジョグジャカルタ特別州スレマン県と火山防災等の交流促進に関する覚書締結

（3）活動火山対策特別措置法の趣旨（平成27年度改正）

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図る。

(4) 桜島火山災害対策委員会

桜島の火山災害対策についての総合施策を効果的に推進する。

(5) 桜島火山活動対策協議会

桜島の継続的な火山活動に伴う対応策の協議、関係法令の整備充実、国・県への意見の反映を図るため要望活動を行うなど、その総合的施策を推進する。（昭和52年10月8日に設置）

組 織

鹿児島市、垂水市、霧島市及び鹿屋市で組織し、関係市の長、議長及び当該特別委員会委員長等を委員とする。

(6) 避難施設の整備

退避舎、退避壕の機能保持を図るため、必要な補修を行う。

(7) 平成30年度桜島火山対策事業費

（単位：千円）

事業費	29年度 当初予算額 (A)	30年度 当初予算額 (B)	増減 (B)-(A)	30年度財源内訳			事業内容
				国	県	市費等	
1. 降灰除去事業	1,199,735	1,200,579	844	627,972	5,164	567,443	
(1)道路降灰除去事業	771,990	771,814	▲176	428,565		343,249	路面清掃車のリース費用含む
(2)公共下水道降灰除去事業	3,413	3,413	0			3,413	
(3)歩道緑地帯降灰除去事業	12,592	12,584	▲8	8,064		4,520	歩道の緑地帯内
(4)宅地降灰除去事業	286,066	286,179	113	139,208		146,971	
(5)公園降灰除去事業	20,018	20,016	▲2	9,120		10,896	公園内の駐車場や園路
(6)電車軌道敷降灰除去事業	80	80	0			80	
(7)学校校庭等降灰除去事業	66,000	66,000	0	32,500		33,500	学校校庭 65,000 体育施設 1,000
(8)本庁舎等降灰除去事業	24,284	24,897	613	10,515	5,164	9,218	本庁舎 182 青果市場 486 魚類市場 182 社会福祉施設等 6,779 市立病院 100 観光施設 969 桜島支所 103 東桜島支所 0 船舶局 417
(9)降灰除去機購入補助事業	145	150	5			150	町内会 150 商店街 0
(10)克灰袋配布事業	11,271	11,440	169			11,440	一般家庭 11,272 学校幼稚園 168
(11)アーケード降灰除去補助事業	1,000	990	▲10			990	補助率2分の1・限度額20万円/回
(12)桜島降灰量観測委託事業	2,876	3,016	140			3,016	市内22地点観測
2. 降灰防除事業	52,384	58,657	6,273	0	0	58,657	
(1)児童福祉施設電気料補助事業	342	317	▲25			317	私立保育所(認可) 0 私立保育所(認可外) 317
(2)学校施設降灰防除施設整備事業	52,042	58,340	6,298	0	0	58,340	学校クーラーの特別教室等の機器更新等

事業費	29年度 当初予算額 (A)	30年度 当初予算額 (B)	増減 (B)-(A)	30年度財源内訳			事業内容
				国	県	市費等	
3. 避難施設整備事業	119,985	208,696	88,711	50,000		158,696	
(1) 避難施設補修事業	2,920	2,362	▲ 558		0	2,362	桜島支所 168 東桜島支所 0 危機管理課 2,194
(2) 避難施設保守管理事業	98,329	184,798	86,469	50,000		134,798	避難港の施設維持費
(3) 避難港泊地浚渫事業	16,000	18,800	2,800			18,800	〃
(4) 防災無線線保守管理事業	2,736	2,736	0			2,736	危機管理課 2,736 桜島支所 0
4. 融資制度	3,673	3,133	▲ 540	0	0	3,133	
(1) 中小企業資金融資事業	3,673	3,133	▲ 540			3,133	災害対策資金、経営安定化 資金（経済環境変化等）保 証料補助、災害対策資金 利子補給金
5. 農林水産業対策事業	45,264	61,801	16,537	0	16,742	43,662	
(1) 降灰地域土壌等矯正事業	0	433	433		325	108	土壌矯正資材購入費補助
(2) 降灰地域茶安定対策事業	0	7,452	7,452		6,055		降灰機械導入補助
(3) 降灰地域果樹安定対策事業	0	0	0			0	被覆施設建設補助
(4) 降灰地域野菜安定対策事業	0	0	0			0	被覆施設建設補助
(5) びわ病害虫防除対策事業	633	649	16			649	薬剤購入費補助
(6) 耐灰性作目等導入促進事業	676	672	▲ 4			672	耐灰性作目導入補助
(7) びわ果実降灰被害防止対策事業	600	828	228			828	被覆資材購入費補助
(8) 特産かんきつ生産安定対策事業	398	395	▲ 3			395	資材購入費補助
(9) 降灰地域施設整備事業	12,315	16,322	4,007			16,322	被覆施設整備費補助、 資材購入費補助
(10) 降灰地域被覆施設整備更新事業	0	0	0			0	被覆資材更新経費補助
(11) 飼料作物調整施設設置事業	4,051	5,304	1,253			5,304	飼料作物調整機械 等の導入助成
(12) 降灰地域畜産施設整備事業	15,262	11,001	▲ 4,261			11,001	桜島地域での畜産施 設の整備経費助成
(13) 降灰地域飼料作物確保対策事業	0	7,470	7,470		6,055	1,245	飼料作物調整施設、 収穫調整用機械等 の整備助成
(14) 農業用施設等災害復旧事業	11,000	11,000	0		4,000	7,000	桜島降灰除去及び 農地、農業用施設 等災害復旧
(15) 海面環境保全事業	329	275	▲ 54		137	138	海面環境保全委託
6. 火山活動対策費	25,285	31,728	6,443	0	0	31,728	
(1) 桜島火山活動対策協議会負担金	710	716	6			716	
(2) 桜島火山活動対策事業費	23,735	30,162	6,427	0	0	30,162	桜島火山爆発総合 防災訓練等
(3) 桜島砂防センター運営管理委託費	840	850	10			850	
合 計	1,446,326	1,564,594	118,268	677,972	21,906	863,319	

<× ㄷ>